
プロジェクト	IFRS 財団 公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」への対応
項目	IFRS 財団 公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」の概要

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 財団から 2026 年 8 月 18 日に公表された、公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」（以下「本公開草案」という。）（コメント期限は 2026 年 11 月 16 日）の概要をご紹介しますことを目的としている。

II. 背景

2. IFRS 財団「定款」（以下「定款」という。）は、IFRS 財団の目的、ガバナンス構造及びデュー・プロセスの要求事項を記述した文書である。
3. IFRS 財団は 2024 年に、IFRS 財団の運営に関する戦略的かつ包括的なレビューを開始している。当該レビューの結果を受けて、IFRS 財団は、自らが将来に依然として適合し、グローバルに資本市場に透明性、効率性及び説明責任をもたらすという使命を提供し続けることを確保するための変革プログラムに取り組んできたとしている。
4. 2025 年 6 月 3 日から 5 日にかけて開催された IFRS 財団評議員会（以下「評議員会」という。）の会議では、前項の変革プログラムについて、IFRS 財団がどのように使命を効果的、効率的かつ長期にわたり持続的に果たし続けることができるか検討が行われ、IFRS 財団の運営及びガバナンスの取決めのいくつかの側面を合理化し、国際会計基準審議会（IASB）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の両審議会の運営コストを削減する計画が承認されている。
5. 評議員会は、審議会メンバーの任期満了に伴い、2028 年末までに IASB 及び ISSB の各審議会のメンバーを 14 名から 10 名に段階的に移行することを目指すとした。
6. 本資料第 4 項の評議員会により承認された計画を運用可能とするため、本公開草案では、定款の的を絞った修正が提案されている。

III. 本公開草案における提案

提案及び質問

7. 本公開草案では、以下の提案に関する 4 つの質問がなされている。

質問 1	審議会の規模及び審議会メンバーの地域的配分
質問 2	審議会メンバーの属性
質問 3	議決の取決め
質問 4	その他の的を絞った修正

審議会の規模及び審議会メンバーの地域的配分：質問 1

(審議会の規模)

8. 本公開草案では、第 25 条（IASB について）及び第 44 条（ISSB について）を修正し、IASB 及び ISSB が通常は 8 人から 12 人のメンバーで構成されると定めることが提案されている。また、それぞれの審議会のメンバーの人数について、両審議会のそれぞれの優先事項及び業務量を考慮して、評議員会が決定することが提案されている。
9. 評議員会は、前項の提案にあたり、次のように考えたとしている。
- (1) 8 人から 12 人のメンバーで構成される審議会は、依然として専門的経歴、スキル及び視点の十分な多様性を、国際的な参加を維持しつつ確保する。両審議会の規模だけでなく有効性が国際的な信認及び正当性の基礎となると考える。
 - (2) これまでのように固定的な審議会の人数を定めるのではなく、審議会メンバーの人数に所定の範囲を導入することで、定款の追加的な修正を要せずに、長期間にわたりそれぞれの審議会について最も適切な規模を決定する評議員会の能力を不必要に制約することを避けることができる。この提案は、両審議会が、それぞれの優先事項、業務量又は人員構成の要求が変化した場合に引き続き有効に運営することを可能にすることを意図している。
 - (3) 所定の範囲を導入する提案により、評議員会が長期間にわたりそれぞれの審議会について最も適切な規模を、それぞれの環境、業務量及び運営上の必要性を考慮に入れて個別に決定することもできる。

審議事項(2)

10. また、評議員会は、2028 年から各審議会が 10 名のメンバーで構成されることを見込んでいっている。加えて、12 名を範囲の上限として定めることで、非常勤メンバーの数などに応じて追加のメンバーが必要となる場合における柔軟性が提供されるとしている。

(審議会メンバーの地域的配分)

11. 本公開草案では、第 27 条（IASB について）及び第 46 条（ISSB について）を修正し、次のとおり各審議会の地域的配分を改訂後の審議会の規模に合わせることを提案されている。

(単位：人)

地域	現在の IASB	現在の ISSB	本公開草案の提案 IASB 及び ISSB
アジア・オセアニア	4	3	2
欧州	4	3	2
アメリカ大陸	4	3	2
アフリカ	1	1	1
任意の地域 （「全体枠メンバー」）	1	4	残りのメンバー （※）
合計	14	14	8-12

※全体的な地域的不均衡を生じさせないことを条件とする。

12. また、本公開草案では、第 30 条（IASB について）及び第 49 条（ISSB について）を修正し、議長を全体枠メンバーの 1 人として指定するという現在の慣行を正式なものとし、選任が特定の地域に限定されないようにすることも提案されている。
13. 評議員会は、本資料第 11 項の提案について、次のように考えたとしている。

- (1) 大まかな国際的バランスという原則を維持し、両審議会が IFRS 財団の業務のグローバルな性格を引き続き反映することを確保し、両審議会が依然として地域的に多様で信用に足るグローバルな基準設定主体であるという信頼を支えるものである。また、2016 年以来定款で使用されてきたアジア・オセアニア、欧州及びアメリカ大陸に対する配分の現在の平等性を維持し、アフリカからの参加も維持する。
- (2) 今回の提案は、IASB における全体枠メンバーの比率を増大させるが、このことは審議会の人員構成の柔軟性を提供しつつ地域的な多様性を支援することによっ

審議事項(2)

て、より適切な枠組みを提供する。全体枠のポジションにより、定款が想定する地域に容易に適合しない法域又は地域からの個人や新興経済圏からの個人を含む、最高品質の審議会を確保するための際立ったスキル及び経験を有する非常に適格性の高い個人の選任を容易にする。

- (3) 両審議会の全体枠メンバーの配分は、全体的な地域的不均衡を生じさせないことを明示的に条件としていることを強調する。
- (4) 審議会メンバーは法域を代表するものではなく、技術的事項について個人として投票されることを期待されるが、両審議会が広範囲の法域の視点から情報を受け続けることの重要性を認識している。縮小後の審議会の規模は各審議会のメンバーに反映される法域数を減らす可能性が高いことを承知しているが、各法域の両審議会への参加は2つの審議会にまたがって考慮することができ、基準設定のアドバイザー・フォーラム、諮問会議及び他の諮問機関並びに両審議会の解釈指針委員会及び適用委員会といった両審議会の活動の他の部分でも提供される。

質問 1—審議会の規模及び審議会メンバーの地域的配分
<p>評議員会が両審議会の規模を削減する決定を導入するために次のことによって「定款」の修正を提案しているやり方に同意するか。</p> <p>(a) 審議会のメンバー構成の範囲を定める。</p> <p>(b) 適切な国際的な多様性及びバランスを維持するためにメンバーの地域的配分を修正する。</p> <p>同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。</p>

審議会メンバーの属性：質問 2

(非常勤の審議会メンバー)

14. 本公開草案では、非常勤の審議会メンバーについて次のことが提案されている。

- (1) 非常勤メンバーについての主要な規定（IASB については第 25A 条及び ISSB については第 44A 条）の変更は行わない。
- (2) 非常勤メンバーの人数に関して、ISSB の合計人数の削減が与える影響に対処する。具体的には、今回の定款の修正に対応する削減を即時に行うことは要求せず、

例えば、常勤メンバーの退任に伴い、非常勤メンバーの人数が一時的にメンバー全体の過半数を超える場合、過半数未満という閾値の遵守は、その後の非常勤メンバーの選任（又は再任）を行う際に要求されることとする。

(3) 両審議会の議長を常勤メンバーとする¹。

15. 評議員会は、前項の提案にあたり、次のように考えたとしている。

- (1) 今回の提案は、限定的な人数の非常勤の審議会メンバーを選任できる現在の能力（IASB メンバーについては 3 名以内、ISSB メンバーについては過半数未満）を維持するものであり、ISSB については、より大きな柔軟性を維持することが、現在の環境において依然として有用であることに留意している。
- (2) 数名の非常勤メンバーを選任できることは、適切な資格と経験を有するメンバーの募集を不必要に制限することを避けるために有用であると考えられ、特定のスキル及び経験を有する個人を惹きつけることや審議会メンバーの具体的な状況に対応することに役立つ可能性がある。

(メンバーの資格要件)

16. 本公開草案では、両審議会のメンバーの主要な資格要件に関する規定（IASB については第 26 条及び ISSB については第 45 条）の変更は提案されていない。

17. 現行の定款では、次のことが定められている。

- (1) 両審議会のメンバーの主要な資格要件は「専門的能力及び最近の関連性のある専門的経験」である。評議員会は、両審議会のメンバーについて、定款の附属文書における各審議会についての所定の要件と整合的に、両審議会が「当該グループの中で、テクニカルな専門性並びに多様な国際ビジネス及び市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者及び市場又は金融規制当局者を含む）の最善の利用可能な組合せで構成される」ように選任する。
- (2) メンバーには技能、経験及び視点の幅広い基礎が必要とされるため、ISSB メンバーは、サステナビリティに関連性のある多様な範囲の専門性及び役割を反映する職業的背景も有する場合がある。

¹ 副議長も常勤メンバーから指名される。常勤メンバーのうち 2 名以内を評議員会が副議長に指名することができるとする規定（IASB については第 30 条及び ISSB については第 49 条）の変更は提案されていない。

18. 評議員会は、本資料第 16 項の提案について、次のように考えたとしている。

- (1) 両審議会の経験の全体的な多様性を維持することは、縮小される審議会ではより困難となる可能性があるが、評議員会は、両審議会が責任を効果的に果たすために必要なスキル、経験及び視点の幅を引き続き有することを確保することを依然として公約する。
- (2) 特に、両審議会が次のようなメンバーを有することが引き続き重要である。
 - ① 必要とされる中心的なスキル（例えば、テクニカルな専門性並びに利害関係者及び法域との対話）を担う十分なメンバー
 - ② 投資者及び作成者の経験を有する十分なメンバー（投資者の情報ニーズと作成者にとっての実務適用及びコストへの影響が審議会の議論に適切に反映されることを確保するため。）
- (3) 上記の理由から、現行の資格要件の要求事項は依然として適切であり、両審議会において必要なスキル、経験及び視点の幅を維持するための重要な枠組みが引き続き提供されるため、変更は提案しない。

質問 2—審議会メンバーの属性

「定款」において次のことの変更を提案しないという評議員会の決定に同意するか。
--

(a) 非常勤の審議会メンバーに関する主要な規定

(b) 両審議会のメンバーの主要な資格要件

同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。
--

議決の取決め：質問 3

19. 本公開草案では、議決の規定を縮小される審議会の規模に合わせることが提案されている（IASB については第 36 条及び ISSB については第 55 条）。
20. 評議員会は、この提案は、縮小される審議会が引き続き効果的に決定を行えるようにし、基準の正当性に対する利害関係者の信認を支えることを意図しているとしている。

（公開草案及び基準書）

審議事項(2)

21. 本公開草案では、公開草案及び基準書を公表するために、「単純過半数に 1 名を加えた人数」の承認を要求し、最低限の賛成票を 5 票とすることが提案されている。例えば、審議会が 10 名のメンバーで構成されている場合には、少なくとも 7 名の賛成票が必要となる。
22. また、本公開草案では、IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)の 3.19 項と同様に、棄権は文書に対する反対票と常に同等である旨を明確化することも提案されている。
23. 評議員会は、これらの提案にあたり、次のように考えたとしている。
- (1) 現行の定款における要求事項は、審議会のメンバーが 12 名未満である場合に、次のような実務的な問題を生じさせるため、これらの問題に対処する必要がある。
 - ① 現行の定款では、審議会メンバーが 13 名以下である場合には、8 名のメンバーが公開草案及び基準書の公表を承認することが要求されている。そのため、例えば、10 名の審議会の場合、3 名以上のメンバーが反対した場合は公開草案又は基準書を公表することができない。
 - ② また、ハンドブックにおける規定²を適用すると、審議会のメンバーが 10 名である場合には、技術的な事項を議論するために私的に会合できるメンバーが 2 名までとなり、効率的な協力及び議論を制限することに繋がる。
 - (2) 「単純過半数に 1 名を加えた人数」の基礎となる原則は、現行の定款において審議会のメンバーが 12 名から 14 名の場合について暗黙に含まれていた閾値を維持するものであり、「単純過半数に 1 名を加えた人数」という表現は、メンバーの定員が揃う前の期間における ISSB での議決を定めるために使用されているものである。
 - (3) また、最低 5 票の賛成票の提案は、縮小される審議会による意思決定の正当性に対する利害関係者の信認を維持することを意図したものであるとしている。最低 5 票の賛成票の提案は、各審議会の最低限の人数（すなわち、5 名）を定めることにもなり、このアプローチは現在、IASB について使用されているものである。
24. また、評議員会は、前項(1)②の問題に関して、審議会のメンバーが 8 名の場合、「単純過半数に 1 名を加えた人数」が 6 名となるため、小グループ会議（審議会アドバイ

² ハンドブックの 3.42 項は、小グループ会議に参加する審議会メンバーの人数を、参加する審議会メンバーが書面投票の潜在的な可決阻止少数者を形成できないように制限している。

審議事項(2)

ザー会議を含む)への参加が2名以内の審議会メンバーに制限されることを認識しているとしている。

25. この点、評議員会は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会が、小グループ会議への参加を認められる審議会メンバーの人数に関する「ハンドブック」の現在のルールを改訂するかどうかを検討する可能性があることに留意したとしている。ただし、評議員会は、このルールの修正に関係なく、公開での技術的事項の十分な検討及びそうした事項に関する決定が公開の会議でのみ行われることを強調している。

(その他の文書及び決定)

26. 本公開草案では、その他の決定（ディスカッション・ペーパー又は情報要請の公表を含む）について、次のことが提案されている。

- (1) 単純過半数という既存の議決の閾値を維持し、少なくとも4票の賛成票を要求する最低票数の規定を導入する。
- (2) 「ハンドブック」と同様に、棄権は文書に対する反対票と常に同等である旨を明確化する。
- (3) その他の決定の決議要件を「ハンドブック」の規定と整合させる。

質問3—議決の取決め

縮小される審議会の効果的な意思決定を容易にするために、評議員会が提案している「定款」における議決の要求事項を更新する方法に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。

その他の的を絞った修正：質問4

27. 本公開草案では、前項までの提案に加え、定款における特定の規定を明確化し更新するためのその他の的を絞った修正が提案されている。

28. 具体的な提案内容は次のとおりである。

- (1) 審議会メンバーの任期：個々の任期の柔軟性を拡大できるように文言を明確化し、当初の選任を5年以内とし、1回又は複数回の追加の任期での再任の可能性があるとする（IASBについては第31条及びISSBについては第50条）。この提案は、1人の審議会メンバーの任期の合計は通常8年以内とするが、審議会の業務遂行

審議事項(2)

能力を大きく高めることとなる場合には、例外的に最長 10 年まで延長できるとする既存の原則を変更するものではないとされている。

- (2) 作業計画の公開協議の時期：IASB が ISSB と同様に 5 年よりも短い期間の作業計画を策定することができることを明確化する（第 37 条(d) (ii)）。
- (3) IFRS 基準書又は公開草案に付属する結論の根拠：結論の根拠を基準書及び公開草案に付属させなければならないことを明確化する（IASB については第 37 条(j) 及び(m) 並びに ISSB については第 58 条(j) 及び(m)）。
- (4) マネージング・ディレクター：定款をマネージング・ディレクターの役割及び確立されたガバナンス実務に緊密に整合させ、委任される権限の範囲及び評議員会の最終的な責任に関しての明確性を確保する（第 64 条の表題及び記述）。
- (5) ISSB が定数に満たなかったか又はメンバーが 12 名未満であった時期に適用されていた ISSB についての暫定的な規定（第 55 条から第 58 条）を廃止する。

質問4—その他の的を絞った修正

「定款」のその他の的を絞った修正案に同意するか。

ディスカッション・ポイント

本公開草案の概要について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上